

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

〈もくじ〉

■巻頭言■

中期政策と共産党宣言

小山 一郎：2

普遍主義と資本主義と社会主義

原野人：3

中期政策について

滝野 忠：5

読者からのおたより

・・・・・・・・・・ 13

旬刊社会通信

NO.1306 二〇二〇年二月一五日号

二〇二〇年二月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

中期政策と共産党宣言

【第25回大会での4号5号議案提案反対、議案の撤廃を】

第25回大会は中間年大会であり、本大会の第24回大会で採決できなかった議案を採決することは党内民主主義に反する。強引な党運営はさらに党内を混乱させる。

改めて昨年4月号の「組織レポート・4号5号議案の論点整理」（総務局長千葉雄也）を読み返した。しかし、今になっても意味不明で理解不能であった。その「おわりに」で、「共産党宣言」を改めて学習し直したと言い、「一般的・抽象的な議論は、すれ違いの論争に陥る危険がある」と言う。

「共産党宣言」の前にわが綱領を見てみよう。第2章では「労働運動が企業から自立し、就業者と失業者との階級的連帯もめざし、生活を守り憲法改悪を阻止するという原点に返り、それを通じて階級的で民主的なナショナルセンターが確立されなければなりません。私たちはその先頭に立ち、労働運動が職場の団結から企業を超えた運動へと発展するよう精神的な影響力を拡大・強化します」と。

私たちえちごユニオンの闘いの歴史は、使用者側との対決イコール会社側代理人の悪徳弁護士たちとの闘いであったと言っても過言ではない。その一例として、労災事故と退職強要事件の団体交渉拒否に対しやむを得ず裁判闘争に訴え、闘った被害者の最後陳述書は「自分もそうだったように、行政や警察、弁護士会などあらゆる機関に訴えても諦めさせられている多くの人がいる。今度は自分がその人たちを助ける役割を担いたい」と最後を結んでいる。

これまでの「補強」に対する議論が「一般的・抽象的」とは思わない。使用者側と闘う以外に生き続ける権利も守れない現実がある。中央本部が意図的にすれ違いの論争に仕立てているのである。改めて「共産党宣言」を見てみよう。その冒頭は「ヨーロッパに幽霊が出るー共産主義という幽霊である」で始まり、最後は「支配階級よ、共産主義革命の前におののくがいい。プロレタリアは、革命においてくさりのほか失うべきものをもたない。かれらが獲得するものは世界である」。そして「万国のプロレタリア団結せよ！」と結んでいる。

それを中央本部は、「新社会党に幽霊が出るー社会民主主義という幽霊である」。そして最後を、社会民主主義の「一人ひとりには給付を受ける権利において平等である、に代表される普遍主義」では、支配階級はおののくはずはないし、牙を抜いた新社会党は支配階級からも共闘相手からも相手にされなくなり、当然、労働者階級からの信頼を失う。

それで「万国のプロレタリア分裂せよ！」と書き換え「補強」しようと言うのか。そのような、先人に対する背信は許されない。そして、私たちに新たな「くさり」を付けようと言うのか。強引に党を変えようとするなら重大な決意をせざるを得なくなる。

（小山 一郎 百姓・ユニオン役員71歳）

普遍主義と資本主義と社会主義

民主的な社会主義と社会民主主義とは似て非なるものである。

社会主義も歴史的には様々な意味に使われる。我々が言う場合は、マルクス、エンゲルスによって確立された科学的社会主義のことである。ソ連等々の変質・崩壊を経験した今日では、官僚主義的を否定するものとして民主的をつけたくなる。

社会民主主義とか社民主義とかは、これとは質的に異なる。収奪者（独占資本）を収奪して、生産手段を労働者みずからの共同的所有にしなくとも、生産物の分配、再分配によって、今日の窮乏や格差が基本的に解決できるという思想であり、古くからの空想的社会主義や俗流社会主義に似ている。だから立憲民主党と社民党との間には質的違いはない。社民党の綱領『社会民主宣言』を見ても、生産手段の社会的共有化も搾取の廃絶もない。社民党が立憲民主党に合流するのに、越えがたい垣根はないように見える。

新社会党の綱領『21世紀宣言』はこれと根本的に異なる。民主的な社会主義を実現する諸条件を探求し目指している。立憲民主党や社民党とは根本的に異なり、共同戦線こそ必要であるが、合流（合同）はあり得ない。新社会党は今はまだ小さいといっても、将来大きくならないというものではない。真理は常に少数から始まる。

新社会党もDSAに学ぼう

『週刊新社会』昨年12月3日号で兎君は、ソ連崩壊・中国変質の根本原因を示した後に、「独占資本に抗する反作用として、労働者階級の闘いも成長する。何世紀も不変かと思われた米国にも青年の中に社会主義者が急増している。DSA（アメリカの民主的社会主義者）の会員数は16年時点で5千人だったものが、最近急増して今や6万人となっている。我々も混乱から脱して大きく前進しよう」と書いている。これが20年余り『政界メモ帳』に書いた兎君の最後の論稿であったと聞く。

『社会通信』の元旦号には、小生も同様なことを書いている。

さらに面白いのは『東京新聞』1月3日号が、「資本主義に疑問 代わり探すのは当然」「社会主義に夢」として、米国の青年の動向を報じている。米南部ルイジアナ州の最大都市ニューオーリンズでの昨年12月の夕暮れ時、市役所の広場に青年労働者が集まった。〈近くで建設中の高層ホテルが崩壊し、作業員3人が死亡した事故を「資本主義の犯罪」と糾弾、市当局や市議会に対策を訴えるデモだ。『私たち一人一人のために団結しよう』。若い女性がメガホン代わりに両手を口に当て、先頭で声をあげた。主催した社会主義団体『米国の民主的社会主義者』（DSA）の地元支部代表エシルカさん（26）だ。同様のデモは全米各地で相次いでいる。…米調査会社ギャラップの世論調査（2018年）によると、18〜29歳で社会主義を肯定的にみる割合は51%に上り、資本主義の45%を上回る。65歳以上では60%が資本主義、28%が社会主義というのとは対照的だ。DSAの会員数も5万6千人と、トランプ氏が大統領に就任した3年前の4・5倍に増えた。〉と伝える。

B1の提起と福祉政策の混迷

新社会党は、B Iの提起をきっかけにして、いまだに混迷が続いている。

独占資本の支配を軽く考え、普遍主義だの、給付は一人ひとり平等に、などという言葉によって観念的で空想的な思いにふけっている。国内的・国際的な闘いの中で、福祉内容の改善のために導入された諸制度の所得制限に、我が党が反対し始めた。福祉関係の給付や助成金諸制度の所得制限に我が党は従来賛成してきたのに、急に反対し始めた。

B Iは「棚上げ」されても、普遍主義や所得制限反対は生きている。党の指導部は普遍主義や給付の平等によって、B Iを生かし、福祉政策の中心に据えているのだ。

ブルジョア経済学では、独占資本の用語を嫌い、これを避ける。しかし資本の集積・集中が進行するとともに、独占資本はいよいよ巨大化し、支配をほしいままにしている。

独占とは一社を意味しない。農業を除くほとんどすべての産業において、上位数社で市場支配力を持ち、独占価格を成立させ、独占利潤を獲得している。

党の少なからぬ指導者たちは、グローバルゼーションで多国籍化した独占資本は、日本の民衆を支配し搾取する独占資本でなくなってしまうたかのよう錯覚し、闘う相手が分からなくなっているらしい。自民党政権も官僚機構も裁判所も警察も自衛隊も独占資本のための国家権力機関であることを忘れている。彼らによる諸制度の改善に抗することを基本に据えるべきことを忘れてしまっている。我々の政策とは闘争目標である。

錯覚と勘違い

今日の条件下でも、提起する政策の見えが良ければ、容易に実現しそうに錯覚する。普遍主義的で平等な給付であれば、反対したり抵抗する人もなく良い政策になると勘違いする。しかしB Iのような普遍主義的な政策を実現すると、独占資本を頂点とする資本家階級は、必ず自分たちの利益になるように活用する。賃金切り下げ、解雇自由化、労組潰し、福祉切り下げ等々、民衆の生活と権利を奪う梃子(てこ)にする。

当面想定される連合政権においても、消費税を5%に切下げたり、廃止することさえ難しい。大企業や大資産家に必要で十分な累進課税を課すことも容易ではない。普遍主義や所得制限解消やB Iどころではない。

連合政権が質的に発展し、社会主義政党とそれと結合した労働者の組織が階級的に強化され、独占資本をすつかり孤立化させることができるような時点となつて、ようやく民衆に有利らしきB Iを考えることもできるかもしれない。しかしこれが必要不可欠な政策とはいえない。独占資本が存続するかぎり、取りうる政策は不安定である。

あだ花に惑わされるな

民衆に有利らしきB Iを実現できそうな時は、独占資本を収奪することができ条件が生まれる時である。その条件が生まれた時に、収奪者の収奪に躊躇はいらぬ。

独占資本が収奪され、マルクスが『ゴータ綱領批判』で明らかにした「新社会」が誕生すると、搾取がなくなる。搾取者も被搾取者も消えるという意味では普遍主義と

なる。

「個々の生産者は――諸控除の後――彼が社会に与えたものを、正確に取り戻す。：彼は、(共同積立用の彼の労働が控除された後)、自分がしかじかの量の労働を提供したという証書を社会から受けとり、そしてこの証書をもって、社会の消費手段の貯えから、同量の労働を要するだけのものを引き出す。彼は、自分が一つの形態で社会に与えたと同量の労働を、他の形態でとり戻すのである。」(新潮社版『マル・エン選集』⑨、145頁)。新社会になるや否や、B Iとは似ても似つかぬ分配様式に移行する。

所詮B Iは人の目をあざむくあだ花でしかない。

(原野人)

中期政策について

はじめに

一、「中期政策・補強案」の論議は4年にもなる。この間、党の団結は強化されたか、否である。「補強案」、さらには、さまざまな笛の音で奏でられる本部答弁に、党员は戸惑いと混乱を深めている。

二、本部は「貧乏人(搾取される者)と金持ち(搾取する者)」を同じにあつかうユートピアB I(ベーシック・インカム)を提起した。党员は「この考えは、科学を空想に後退させる」と、撤回を求めた。

三、撤回を求める声は、党を揺さぶった。本部は引いた、ただし未練を残してである。B Iは、「研究課題」とされた。しかし、「一人ひとりには給付を受ける権利において平等である」と、「所得制限のない普遍主義、を理念(指針)とした社会保障制度の具体化」を提案した。

四、加藤さんは、「普遍主義」ということに、「ごく当たり前と思っている。資本家に人権がないとは建前としてもいえない。生存権(25条)は人権だ」と恫喝した。ブルジョア権利感覚(資本家の民主主義)は、加藤さんのいうとおりだ。しかし、われわれは労働者の民主主義を追求してきたし、これからもブルジョア民主主義を生かし追求する。

五、本部がいう普遍主義はこのように、搾取する者とされる者の対立――ここに資本主義社会の根本的矛盾がある――を融和することに他ならない。したがって、普遍主義はB Iとおなじく、独占資本を頂点とする資本家階級(搾取階級)と労働者階級(被搾取階級)との根本的な対立関係を曖昧にし、消し去ることである。資本(生産手段)の所有者・有産者と賃金労働者のあいだには、平等などはありえない。経済的地位がもともと不平等、不公平であるからである。

六、これからみるように、わが党は社会主義の党である。それを曖昧にするのがB I、普遍主義であるから、党の団結が強まることはむつかしい。本部は党を下から、全国で支え、闘っている党员の声に耳を傾け、反省し、ともに進む姿勢を見せないからなおさらである。

七、党員は経験豊かで、頑強な志を持ち、党を愛している。党員は長い闘いの経験をとおり、労働者階級の組織の後退、衰退、解消、消滅を見た。その教訓に学び、われわれは「小さな旗揚げ」から、日本における社会主義の道を力を合わせ突き進もうと、新社会党を立ち上げたのではなかったか。同じ過ちをくり返してはいけない。

八、論争は長く続いている。したがって、少し広く大きな観点から意見を述べる。

一 新社会党綱領 — 21世紀宣言

一、新社会党は社会主義政党

「21世紀宣言」は2部建てで、原則綱領―第1部私たちは何をめざすか、第2部私たちはどんな時代に生きているか―と、私たちの中期的な政策―憲法を生かす連合政府をめざして―からなる。

原則綱領は階級闘争の立場を「民主的な新しい社会主義社会を実現する」、「平和憲法の改悪を阻止し生かすたかひの先頭に立ち・・・、搾取も失業もない人間が主人公の協同的システム」を打ち立てると宣言する。それは一点のくもりもなく、わかりやすく、明快である。

「民主的で新しい社会主義」は経済的に大企業の国有化、搾取も失業もない共同システム（社会主義Ⅱ共産主義）、政治的に直接民主主義と、科学的社会主義を適応する。

「憲法を生かす連合政府」は戦争と失業に反対し憲法を生かす共同戦線、広範な共同戦線に支えられた『自分たちの政治権力と構造』を準備する政府」と、連合政府（統一戦線政府）の性格を規定する。

二、「中期政策」

『私たちの中期的政策』（以下「中期政策」と略）は共同戦線を結集し、連合政府で実現をめざす政策としてある。党の前進・発展と資本の搾取と収奪、反動と腐敗に抗する全国民的闘いのなかで一段、一段飛躍し成立する『自分たちの政治権力と構造』を準備する「闘争の目標である。

「連合政府」は、市民連合と五野党が結んだ「共通政策」による野党連合政権やEUのドイツやスペインやオーストラリア等のような連立政権ではない。社会主義をめざす意志と力をもつ統一戦線政府である。

統一戦線政府は、歴史的に1930年代スペインとフランスで、第二次世界大戦後はチリ（1970〜73年）に樹立された。1970年代前後、チリに励まされフランスや日本で国民的な反独占運動の高揚のなか、統一戦線政府綱領が社会党、共産党を中心にめざされた。このような「連合政権」を發展させ、社会主義への飛躍をうながす激しい階級闘争は、絶えてない。

統一戦線政府（連合政府）への道は、総資本と総労働の激烈な階級闘争のなかで成し立し発展し前進する。支配階級と被支配階級の生死をかけた闘いである。

本部は前大会で「連合政府になったら提案する内容が中期政策ではなく、連合政府につながる運動、力をつくるための政策が中期政策である。こうした運動で積みあげられる力が連合政府をつくり、安定させ『連合政府の政策』がつくられる。」と集約した。

三、統一戦線（共同戦線）とは

① 本部集約を論ずる前に、統一戦線とはなにかについて、かんたんに述べたい。

② 統一戦線はちがった社会主義政党が一時的、または恒久的に、ちがった綱領をもったまま一定の目的を達成するために、共同の行動をとることである。ここには小市民の党も入る。

③ 統一戦線は平和と自由と民主主義を守るための、そして国家独占資本を孤立化させる勤労大衆の労働者階級を中心とした統一ある闘争形態、したがって、ブルジョア民主主義的な統一戦線とそうえに立つ政府である。これが21世紀宣言がいう「憲法を生かす連合政府」である。

④ 統一戦線は、したがって革命的社会主義政権ではない。その政権は社会主義革命をめざして、一段一段とあらゆる障害をのりこえて進んだ、社会主義革命の「政治的軍隊」の一段階である。統一戦線は単なる仲よしクラブではない。

⑤ 統一戦線は下からつくりられ、一時的な闘争のための組織ではない。国家独占資本との激しい闘いのなかで政治指導部を選び、その時の客観的・主体的条件いかんによって政策、スローガンが決まる。まちがえば反革命―チリのアジェンデ政権をみよとなる。

⑥ 本部集約は統一戦線への階級闘争の発展段階が大きく違う政策が仲よく肩を並べる。総資本は抵抗、反撃し、激烈な闘争がおこなわれる。ベネズエラに示されるが、情勢は刻々変化し、方策が決められる。中期政策は共同戦線結集への提案だとされる。この結集、成立、政策は日々闘いがつくり出す。一直線ではない。

「こうありたい」「こうあってほしい」という空疎な願望が「連合政府」をつくるのではない。本部集約は、一言でいえば口先だけの階級闘争、実際は改良主義である。

四、政策とはなにか

「中期政策は政策だ」とオームや九官鳥のように、くり返す同志は少なくない。政策とはなにか。政策は勤労大衆の力を集中する闘争の目標である。闘いの前進、発展が下からそして上から共同で、政策（統一戦線綱領）がつくられていく。われわれの党は社会主義、階級闘争の党である。

BIそして普遍主義は階級を消し去る。階級闘争からは遠く離れ、階級を融和させる小ブルの願望、空想、空文句にすぎない。こんな「政策」は、わが党の政策にならない。

五、4、5 議案について

4号議案「重点政策」、5号議案「中期政策補強」が考え抜かれた政策ではないことは、大会への多くの意見書が指摘する。それらはすべて正しい。

前項で、本部の主張は改良主義といった。改良主義とはなにか。場合によって自分の態度を定めること、目前の一時的利益、勝手に決めた一時的利益のために、労働者階級の基本的利益や資本主義的発展の基本的特徴を無視することである。

「4」「5」議案は、労働者階級全体の利害を犠牲にする。これが改良主義の政策である。

II 憲法そして「立憲主義」

一、日本国憲法はブルジョア憲法

日本国憲法はブルジョア（資本家階級の）憲法である。資本主義は「所有」「財産」を第一におく。だから、日本国憲法は29条に「財産権は、これを侵してはならない」と大書する。

憲法12条は、自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用責任を強調する。13条も生命・自由・幸福追求の権利の尊重には、「公共の福祉に反しない限り」との但し書きをつける。「公共の福祉」とは、ブルジョアジーの安全・安心のために、である。さらに25〜28条にも「努めなければならぬ」「法律の定めるところにより」「保障する」と「但し書き」がある。これらの権利は闘いがあつて守られ、逆の時は奪いとられる。

日本国憲法は、18〜20世紀の自由と権利をめざした闘いの集大成としてある。ブルジョア革命（17〜19世紀）は「個人」の権利（自由権、思想・信条・言論・出版・集会・宗教の自由）を求めた。いわゆる人権宣言である。

20世紀は社会主義革命の時代となった。社会主義政党の前進と2つの革命（ロシア革命とドイツ革命）は、労働者階級全体の権利、家庭や母性の保護、社会保障、教育を受ける権利、労働権や団結権等を求めた。ロシア社会主義共和国政府は、それを具体的に保障した。後者が「社会権・生存権」と法律家がいう25〜28条である。全世界の労働者階級の闘いが支配階級から、さまざまな社会権を奪いとったのである。

ブルジョア民主主義の自由は、資本家にとっては首切りの自由、労働者にとっては失業の自由である。生産手段を所有する階級と労働力を売ってしか生存の手段のない労働者の間は、はじめから平等でも公正でもないのである。

二、憲法と社会主義者

日本国憲法はブルジョア憲法、つまり資本家階級の憲法であることは前項で述べた。日本国憲法の最大の特徴は、9条の戦争の放棄、戦力不保持にある。ブルジョアジーはこの条項をなくしてしまいたいと考える。労働者階級の知的向上と組織の伸長を許す民主主義と自由をも欲しない。なしくず的に憲法を改悪した。いま目の前で自民党政権がおこない、さらにおこなおうとしていることである。

労働者階級は『21世紀宣言』にあるように、「平和憲法の改悪を阻止し生かすたまたかの先頭に」たつ。労働者階級がブルジョア憲法擁護の先頭に立つ、これは矛盾である。ここに民主主義の弁証法がある。憲法にある自由と権利、民主主義の条項を利用し闘いの中で生かすことで、労働者階級の人間的発達と社会主義を準備する組織の前進をつくり、歴史の法則の進展に寄与する方向を見出すのである。ここに憲法改悪阻止、憲法擁護のもと、広範な国民の参加を求め、独占資本と自民党の意図をくじく。憲法闘争のほんとうの意味がある。

三、「立憲主義」

「立憲主義」との言葉が氾濫している。「立憲主義」は文字どおり解釈すれば「憲法の上に立つ」主義、ブルジョア民主主義の議会制民主主義の実践となる。「憲法の上に立つ」のであるから、立憲主義には三つある。

第一は、野党の最大党派である立憲民主党が綱領に示す立憲主義である。この党は綱領に「わが党は『生活者』『納税者』『消費者』『働く者』の立場に立つ、…：既得権や癒着（ゆちやく）の構造と闘う改革政党」と掲げる。

いいですか、労働者も資本家も、生活者であり納税者、そして消費者、働く者である。人間一般としては「普遍的」である。これは普遍主義でもある。しかし、資本家は労働者を搾取するために「働く」、労働者は搾取されなければ飢えて死ぬから「働く」。立憲民主党の綱領には労働者や小さな商工業者を思いやる積極的な主張はみられない。こんな政党が、はやりの「連合政権」で第一党になれば、かつての民主党の二の舞、悲劇となることは必定である。

第二は、自民党の憲法改悪論も立憲主義である。憲法96条は改正の手続を定める。この規定を乗り越えるのは容易でない。憲法9条改悪を党是とする自民党は、「あたらしい憲法をつくる力が、新しい憲法」と、憲法を守る力を壊し、小さくすることに力をつくした。

憲法制定から今日まで、憲法をめぐる闘いは、あたらしい憲法をつくる力（改悪）派と憲法を守る力（護憲）派の階級闘争であった。この過程で労働組合は弾圧され、労働者は首切られ、失業し、家族はとたんの苦しみに追い落とされた。自民党と権力者は憲法の人権、権利諸規定を足蹴にし、新しい憲法をつくる力を「つくる」ことに猛進した。

これもまた憲法96条に立つ立憲主義である。注意しなければならないことは、解釈するのは憲法を受け入れた側であるということである。

第三は、すでに述べたが、憲法の民主的条項は独占資本の搾取と抑圧に抗する力の成長を可能にする民主主義がある。わが党新社会党は、現憲法のもとで国民の思想と政治行動を民主的に論議するなかで、社会主義への労働者階級の知識・教養・文化の成長と組織の強化をはかる「立憲主義」である。

この「立憲主義」は民主主義の2つの形態をしっかりとつかみ、ブルジョアジーの民主主義を打ち倒しプロレタリアートの民主主義へと進む。「憲法を生かす連合政府」をつうじてである。

第一の道にたつのが立憲民主党、国民民主党、最近では社会民主党である。第二の道は自民が敷いた道であり、公明、日本維新である。第三の道にたつのはわれわれ新社会党である。第四は共産党、この党は安倍自民党に代わる「野党連合政権」づくり、次期総選挙での「達成」を当面の政策とする。

III 社会権そして社会国家

一、社会権そして生存権

①本部は、「普遍主義」を党員に自分の言葉で説得するのは難しいとみたのか、普遍主義を弁護する思想的・政治的な理論を見つけようと夢中になっている。

②日本国憲法25条、社会保障制度審議会の「1950年勧告」、さらには国際人権A規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）1966年国連総会採択）、さらに『共産党宣言』まで持ち出している。

③社会権が歴史的にどう生まれてきたかはⅡ項の1で述べた。ここでは、社会権が

憲法や世界の人権宣言にどう書かれ本当に保障され生活に困窮している人たちに具体的に便宜を与えているかをみる。

④日本国憲法25条（生存権、国の生存権保障義務）は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と第一項に記すが、第二項は「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、たんに「努力義務」としているだけである。

⑤国連人権規約A規約は「この規定の締結国は、社会保険その他の社会保障についてすべての者の権利を認める」とある。「認めることは悪いことではない。「認める」だけで、放っておかれるだけでは権利ではない。権利のための闘争（不断の努力）が法や規約を変えさせてきた歴史を受けとめ前にすすむことが、今の重要課題である。

⑥自由権の社会権への前進は、20世紀における社会主義運動の前進・発展、ドイツとロシアの社会主義革命である。ドイツの1918年革命は失敗しワイマール憲法（1919年）、ロシアの社会主義革命はソビエト社会主義共和国憲法へ（1936年）をつくった。

⑦ワイマール憲法は「健康および労働能力を維持し、母性を保護し、かつ老齢、虚弱および、生活の転変に備えるために、ライヒ（連邦国家のこと）は、被保険者の適切な協力のもとに、包括的保険制度を設ける。」と中途半端。ソ連の憲法（120条）は第一項で「老齢、ならびに病氣および労働能力喪失の場合に、物質的保障をうける権利を有する」とし、第二項で「この権利は、国家の負担による労働者および職員の社会保障の広範な発展、勤労者に対する医療の無料提供をとまなう「権利」と記されている。これが「生存権、社会権」である。

⑧ブルジョア民主主義は資本家のための民主主義であり、ソビエト民主主義は労働者のための民主主義である。労働者の民主主義がブルジョアの民主主義を強制し、社会権・生存権を書き込ませた、世界の労働者の闘いがつくったのである。この歴史的背景を忘れてはならない。

二、社会国家

①「社会国家」との言葉が党の文書や答弁に使われる。宮沢俊義氏は、『人権宣言集』（岩波文庫）の前書きに、権利を「自由国家権利宣言」と「社会国家権利宣言」に分類し、社会国家的宣言の内容を、「第一次世界戦争を機として、諸国の権利宣言に、ひとつの新しい特色があらわれた。それは多かれ少なかれ社会国家の理念の支配の下に、各種の社会権が、そこで宣言・保障されるようになったことである」と解釈する。社会主義運動の前進、革命のゆえである。

②「個人」的権利から社会権への発展は、繰り返し延べたように、世界の労働者階級の闘いがつくった、闘いのなかで勝ちとられたのである。資本家からもぎ取った権利であり、与えられたものではない。したがって、継続した闘いがないとき、その権利は、資本家に儲けの邪魔になるものであるから、奪いとられてしまう。

③ブルジョア法は形式、労働者の法は実質である。

IV 情勢について

一、「情勢」は激変したか

『21世紀宣言』決定は2002年7月である。主体的情勢が、「激変」したのは労働戦線（1989年）と政界の再編（小選挙区制導入、1994年）、そして世界的大反動（1990年前後）である。したがって、情勢は、「激変」してはいない。

「激変」したのは総資本と総労働の力関係である。これまでの闘い取ってきた諸権利が奪い返され、資本の論理が「純粹」に、窮乏化作用として現れていることである。

二、階級構成

資本主義社会は相対立する2大陣営―労働者階級と資本家階級―に単純化した。労働者階級は絶対的多数の90%、資本家階級―独占資本、その支配にある中小企業ふくめ―0・4%の絶対的少数派である。

小経営者、農・漁民といった中間階級は、独占的大企業によって搾取、収奪、淘汰され少数となり、みずからの階級の利益を追求する党をつくる力を失った。

中間階級の有力な思想、イデオロギー部隊であった知識階級―弁護士、学者、医者、文士、芸術家等―は独立性を失い、労働者階級の地位に落とされた。彼らは2大階級の間を揺れ動く。多くは資本家階級に買収され、彼らの坊主となる。メディアもそうである。善意の知識階級も少なくない。多くは、資本主義という社会体制のなかで、資本主義を克服したいと観念する。たとえば、BI、普遍主義といったようである。

三、政党

自民党は全ブルジョアジーを支持基盤とする。

第二、第三の保守党の立憲民主党、国民民主党は小市民と少数のブルジョアジーと「使」―協調の労働組合連合を支持基盤とする。社会民主主義の社民党は揺れ動いている。

公明党は創価学会を支持基盤とする宗教政党である。今や独自の政治思想を失い、自民党よりすこしばかり「左」の保守党になった。

日本維新は自民党より右よりの保守政党である。零落した中小経営者、貧乏人、昔の「大」大阪の夢をおい、労働組合員を「特権層」とする小市民が支持基盤である。共産党は労働者階級の党として30万党员、百万機関紙、約3千人の議員をもつ。100万全労連、さまざまな層の勤労大衆が支持基盤である。

四、政治

小選挙区制導入（1994年）は、「保守2大政党制」をつくり、ブルジョア階級全体の支配を強めた。同時に、権力党指導部の権力を大きくした。安倍はその上に立っている。

自民と野党（共産除く）の大きな、根本的政策の違いはなくなった。自民と野党として野党を支援する労働組合は、資本主義の「改良」をめざす。自民は資本の蓄積拡大で、野党は分配である。資本の蓄積は矛盾を拡大する。矛盾の爆発は自民党政治の脅威となる。自民は野党の政策を買収し「解決」する。今の政治はその繰り返し、日めくりカレンダーである。有権者は力ある政党をたよる。

五、経済

政府と独占資本はデフレを克服したいと、金融を緩和し、国債を買い入れ、投機熱

をあまりたてる。金融市場は貨幣があふれる。21世紀以降、経済は停滞している。日本は慢性的過剰生産状態にあるからである。

デフレはただらだらした恐慌である。米国の保護貿易政策は生産過剰を促進する。投機熱そしてムキダシの資本家の強欲はやがて、なにが引き金になるかわからないが、商業・金融恐慌となり爆発する。

V 労働運動

労働運動をめぐる大きな動向は伝えられなくなった。以下簡単に書く。

一、労働組合

全国労働組合団体(ナショナルセンター)は連合(700万)、全労連(100万)、全労協(10万)の3団体である。

就業者数は6800万、うち労働者数は5700万(正社員3500万、非正規社員2200万)。組合員は1009万人、組織率は16.7%である。

ナショナルセンターの質である。連合は結成30年大会(2019年)で生産性3原則にもとづく生産性運動を真正面に掲げ、労「使」協調をかくさなくなった。全労連は共産党を「政党支持自由論」の立場から支援する。全労協は地域や企業からユニオン、争議組合が階級的労働運動の構築をめざす。

二、資本の方策

現代の資本主義国家は労働者が絶対多数派であり、資本家階級は絶対少数派である。絶対多数派が一致団結すれば、明日にも絶対少数派を「歴史博物館」におとせる。

資本家階級は、労働者階級のかくれた力を本能的に知っている。だから、資本家階級は労働者階級の資本への抵抗・反逆をつねに恐れる。

階級の単純化は資本の政策を一方ではやり安くした。労働者階級への徹底した思想攻撃、労務管理の強化である。こうした作用は反作用をつくる。反作用はヨーロッパそしてアメリカで力強く生まれ始めた。労働運動の高揚である。社会主義思想「復活」は、労働運動前進の一環としてある。

三、労働運動の強化について

本部は「階級的労働運動を放棄しようとは思っていない」、「労組がない人たちに、階級的労働運動のスローガンだけでやろうとするのはやめましょう」と声を張り上げる。現場で必死にがんばっている現役組合員を、おとしめ、悲しませる発言である。これは、全国の組合員、労働者を傷つけることである。だれ一人、「スローガンだけ」でやれると思っていないし、やってもいない。

今年(2020年)は、三池闘争60年の年である。三池闘争は日本のいな世界労働運動の金字塔である。なぜなら、学習、組織づくり、闘争のなかから労働者階級はここまでできるということを示したから。

歴史は昔話だけでなく、新しい闘いの武器庫である。国鉄闘争もそうである。勝っても負けても次の闘いをめざす。その確信と不断の闘いが、労働者階級を人間として成長させ、統一戦線政府をそして社会主義政権の土台をつくる。

VI 指導者の役割

一、新しい言葉、あるいはカタカナ語が、組織で使われる時、政党や労働組合の歴史で「路線転換」につながるものがまればはなかった。

二、わが党でいえば、BIがそうであった。正体不明のUFOか幽霊か、とみんな戸惑った。本部はわざわざ「基本生活給付」と、日本語で定義づけ、党員の失笑を買った。

三、頻繁に使われ、分かったようで、あらためて定義するとどういう内容かとの言葉に①グローバリズム、②新自由主義、③多国籍企業、多国籍化、最近はやりのポピュリズム、劣化がある。

四、ポピュリズムは「大衆迎合主義」とされる。この訳には階級関係がない。独占資本の世界大競争は、矛盾を世界的規模で拡大、発展させる。ポピュリズムは正しくは、「現代社会体制への反抗、被抑圧者が抑圧をくつがえそうとする試み、すなわち抗議、デモ、ストライキ、反乱そして革命」と解されねばならぬ。「劣化」とは腐敗、墮落としてである。

これらの言葉は階級関係（資本と賃金労働の対立）をかくすため、メディアや学者たちがつくる。政府の政策も同じである。複雑な造語は、定義をややくしくする。その理解に、くたびれ果ててしまう。

五、指導部の役割は政府が意図的に複雑にする事象を、労働者の立場から単純にすることであり、メディアや政府の造語をたれ流すことであってはならない。（滝野 忠）

◇ 読者からのおたより ◇

「僕にできること」探し求めて 僕はとくに古稀を超えてしまいましたが、最近鹿兒島県下各地の地域で起きている国、県、市町の公共事業に困惑する住民の皆さんのところに行って、対応の日々。最近では、「原発に替わる自然再生エネルギー」という名の、地域開発がひどく、森林開発でひと山ぼつさり無くなる状況です。鹿兒島の尾根、霧島山系はメガソーラーの群列。熊本との県境紫尾山には、大風力発電群（一基直径130m、高さ180m）3社（電源開発、東電等）の建設計画165基60万kWです。他の山には中国資本が進出計画しているところもあります。数年前には（今も）、「自然再生エネルギーいいのでは？」という原発反対を取り組んでいる皆さんの反応でしたが、ここにきてやっと協力の動きが出てきました。が、きびしい現状です。「自然再生エネファシズム」と言えるような状況です。

福島原発事故以降、関東、東北から子供の手を引つ張つてて避難して来られたお母さん方と、「子どもを放射能から守る会かごしま」という会に誘われて、多くのお母さん方との交流。ちよつとお茶のつもりが、涙を流しながらの何時間もお話しをお聞きすることもありました。原発問題はやや沈静化し、再構築がきびしい現状ですが、川内原発20年延長問題もあり、気が抜けない毎日です。

茨城県から避難して来られたJさんという女性があちこちの原発訴訟に参加しておられて、いつも署名簿を持ち歩いておられます。今日も反「自然再生エネ」の皆さんと一緒に。手が付けられない「自然再生エネファシズム」という新たな情勢ですが、今のところ何とか元気でやっています。

25年ほど前、鹿児島に8・6水害という、一昨年、昨年の中国、四国、甲信越、関東を襲った大水害に匹敵する大水害がありました。水害直後に鹿児島市の中心地を流れる甲突川に藩政期創設の五大石橋として現存していた石橋群を、県、鹿児島市が撤去するという大事件がありました。鹿児島市の中心街を大洪水が溢れて流れ、県議、鹿児島市議全員がそれに賛成を余儀なくされるという状況でした。これに市民県民が猛反発し、澎湃とした市民運動が起きました。

当時現役の県土木技術職員だった僕は、「これに口を出せば大変なことになる」と察知し、しばらくだんまりを決め込んでいましたが、知り合いの女性が最初に撤去される石橋に座り込んだのをテレビ報道の画像で見て、「これに口を開かなければお墓に入れない」と、市民運動の場に出かけました。その市民運動の場で、「決してあきらめない」「一人ひとりができることをやる」「ことを教えられ、当時の職場だった種子島の事務所から鹿児島に通い詰めて、「僕にできること」を探し求めました。

「首にならないように！」「目立たないように！」「ひっそりと・・・」というつもりでしたが、半年後にあつた労組の自治研修会でのささやかな僕の発表―「バイパス分水路で石橋を残す」報告に多くの報道関係者が詰めかけ、翌週の新聞、テレビで大きく報道されました。その週は職場の誰もが口を開いてくれず、毎日僕の提案と県の反論の報道が続くという状況でした。県からも土木部長、人事当局が種子島に来て、僕への尋問、土木技師の同僚達からも呼び出されて、「お前のやっていることは俺たちの背中から鉄砲を撃っていることだ」との叱責でした。

世論は圧倒的に僕の味方でした。県域を超えて僕への取材依頼が続きましたが、僕自身耐え切れずに全とお断りしてしまつたのです。もう少し頑張っていれば・・・、という思いは今もありますが、それ以上頑張っても県の姿勢を替えることは恐らく無理だったと思います。

もうひとつおまけがあります。職場に出て、「もう駄目！」と、種子島の借り家で倒れ込んでいた僕のお腹を足で蹴る女性がいました。「それでいいの！しっかりしなさい！」と。これには僕がびっくりし、起き上がって「石橋を現地に残す」詳細設計に取り掛かり、水理計算書も添ええました。後で聞いたところ、「これ以上悪くなることはない」と、思つてのことだったそうです。それが補助金を出す立場の国（当時の建設省）に届き、建設省の姿勢は、「県が姿勢を替えれば北嶋さんの提案を採用」、というだったことを後で聞かされました。

そのような経緯を経て、「自治労運動を通じて社会主義をめざす仲間の結集！」に労力を割いていた人生を、「住民のための公共工事」に労力と人生を委ねることになりました。「市民一人ひとりに参加し、口を開くことができる場」の設定に心を砕く毎日が続きました。

その後赴任した奄美では、奄美からの帰任時に僕への「奄美残留嘆願署名」運動が起きました。千を超える住民署名が集まつていたことを後で聞きました。最後の職場では地域の自治体議員の皆さんが送別会を開いて下さって、「北嶋さんは今後は私たちの顧問ですからね！」ということがありました。僕に非難の声を浴びせ続けた同僚達の中には、最後の職場で、「北嶋さんについていい話は聞こえてこなかった。でも身近で一緒に仕事をしてみて全然違っていると感じた。よく頑張つてくれましたね。」と、声を掛けて下さった同僚がいました。僕に非難の声を浴びせ続けた若い土木技師の同僚達の中にも、「北嶋さんの仕事は歴史に残りますよ！」との言葉を残された若い同僚がいました。それらのごく少数の同僚の声に救われたことを感じたことでした。（鹿児島・北嶋清仁）